

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に基づき、補助対象者が実施する事業に要する経費に対し、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成27年5月13日医政発第0513第6号、老発0513第9号及び保発0513第1号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象者、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 医療事業
- (2) 介護従事者確保事業

2 補助金の額は、次により算出する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

(交付申請)

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更等)

第4条 補助事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ別記第2号様式により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助の条件)

第6条 この補助金には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、基金事業に係る関係書類を次に掲げる区分に応じ次に掲げるところにより保存すること。

ア 事業者が地方公共団体の場合 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

(2) 補助事業者は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(3) 補助事業者は、基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記4号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助事業者が第6条各号、第7条第1項及び第8条第1項の規定に違反した場合、この補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から適用する。ただし、次に掲げる事業については、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表補助対象事業欄医療事業区分1から12まで 平成26年4月1日
- (2) 別表補助対象事業欄医療事業区分13 平成26年7月11日
- (3) 別表補助対象事業欄医療事業区分14から18まで及び同表同欄介護従事者確保事業区分1から3まで 平成27年4月1日
- (4) 別表補助対象事業欄医療事業区分19から24まで及び同表同欄介護従事者確保事業区分5まで 平成28年4月1日
- (5) 別表補助対象事業欄医療事業区分25から27まで 平成29年4月1日
- (6) 別表補助対象事業欄医療事業区分28から29まで 平成30年4月1日
- (7) 別表補助対象事業欄医療事業区分30 令和5年4月1日

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象事業		補助対象者	基準額	補助対象経費	補助率
区分	補助事業名				
医療事業	1 看護師等養成所運営事業	看護師等養成所の設置者	知事が適当と認める額	看護師等養成所の運営に必要な教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金等その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	2 新人看護職員研修事業	新人看護職員研修を実施する病院その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	新人看護職員研修事業の実績に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	3 病院内保育所運営事業	病院内保育施設を運営する病院等の開設者その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料その他知事が適当と認める経費	1 / 2 以上で知事が適当と認める補助率
	4 看護職員資質向上推進事業	看護職員の資質向上に資する研修を実施する事業者	知事が適当と認める額	看護職員の資質向上のための研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	5 看護職員確保特別事業	看護職員を対象とした確保定着事業を実施する事業者	知事が適当と認める額	看護職員の確保定着事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	6 看護職員の就労環境改善事業	看護職員を対象とした就労環境改善・相談事業を実施する事業者	知事が適当と認める額	就労環境改善相談事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	7 地域医療支援センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法	知事が適当と認める額	知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知

			人、公共団体その他知事が適当と認める者			事が適当と認める補助率
	8	医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公共団体その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	知事が適当と認める経費	1/2
	9	女性医師等就労支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公共団体その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	知事が適当と認める経費	10/10 以内で知事が適当と認める補助率
	10	小児救急医療体制整備・医療人材確保対策事業	小児救急医療体制の強化に関し知事の要請を受けた病院の開設者その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	知事が適当と認める経費	10/10 以内で知事が適当と認める補助率
	11	産科医等確保支援事業	産科医等に対し分娩取扱手当等を支給する病院等の開設者その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	知事が適当と認める経費	2/3 (独立行政法人、国立大学法人等の場合は、1/3)
	12	在宅療養あんしん病院登録システム強化事業	京都地域包括ケア推進機構	知事が適当と認める額	報酬、報償費、旅費、需用費、(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助その他知事が必要と認める経費	10/10
	13	看取りプロジェクト推進事業	京都地域包括ケア推進機構その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	報酬、報償費、旅費、需用費、(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助その他知事が必要と認める経費	10/10
	14	最先端陽子線がん治療体制整備事業	京都府公立大学法人	知事が適当と認める額	最先端陽子線がん治療体制整備に係る人材育成に必要な給与、職員手当等、旅	10/10 以内で知事が適当

					費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	と認める補助率
	15	京都式地域包括ケア推進事業	京都地域包括ケア推進機構その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	京都式地域包括ケア推進に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助その他知事が必要と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
	16	医療従事者離職防止・資質向上研修事業	医療従事者の離職従事及び資質向上を目的とした研修等を実施する事業者	知事が適当と認める額	医療従事者の離職従事及び資質向上を目的とした研修等の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が適当と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
	17	医療従事者確保推進事業（勤務環境改善事業）	病院における医療従事者の勤務環境改善を目的とした研修等を実施する事業者	知事が適当と認める額	病院における医療従事者の勤務環境改善を目的とした研修等の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が適当と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
	18	医療従事者確保推進事業（医療従事者資質向上等事業）	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	医療従事者資質向上等を目的とした事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が適当と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
	19	北部救急医療体制整備事業	北部地域における救急医療提供体制及び医療人材教育の仕組みの構築を担う病院に開設者及び知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	北部地域における救急医療提供体制の整備及び医療人材教育に必要な経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率

20	在宅医療推進基盤整備事業	在宅医療及び在宅歯科診療を実施する医療機関その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	在宅医療及び在宅歯科診療の推進に必要な医療機器等の整備及び人材育成に係る経費その他知事が必要と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
21	訪問リハビリテーション等支援事業	医療法人、社会福祉法人等の法人であって、府内で訪問リハビリテーション等の事業を行うもの	新規開設事業所 3,000千円 既設事業所 1,000千円	府内で実施する訪問リハビリテーション等の事業に必要な経費で次に掲げるもの 備品購入費、その他知事が必要と認める経費	1／2
22	周産期対策医療費（在宅療養児支援連携事業費）	医療機関等	知事が適当と認める額	医療的ケアが必要な在宅療養児の地域における受入体制の充実を図ることを目的として、医療機関等が実施する研修事業に必要な経費その他知事が必要と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
23	北部地域医療人材育成事業	北部地域における研修・研究を担う地方独立行政法人その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	北部地域における研修・研究の機会を確保するために必要な経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
24	災害時医療体制充実事業	災害拠点病院、DMAT指定医療機関その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	災害医療に携わる人材の育成のための研修事業又は訓練事業の実施に必要な経費その他知事が必要と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
25	地域医療強化特別事業	府内医療機関	知事が適当と認める額	病床機能転換を円滑に進めるための事業及び在宅医療提供体制充実に向けた事業に係る経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
26	糖尿病重症化予防対策人材育成事業	医療従事者等の人材育成を目的とした研修等を実施する者	知事が適当と認める額	糖尿病重症化予防対策人材育成事業の実施に必要な経費その他知事が適当と認める経費	10／10 以内で知事が適当と認める補助率
27	在宅医療推進体制整備事業	在宅医療人材の育成を目的とした研修等を実施する事業者	知事が適当と認める額	在宅医療人材の育成を目的とした研修等の実施に必要な報償費、印刷製本費その	10／10 以内で知事が適当と認める補助率

					他知事が適当と認める経費	
	28	「京都あんしんネット」連携体制構築事業費	在宅医療人材の育成を目的とした研修等を実施する事業者	知事が適当と認める額	在宅医療人材の育成を目的とした人件費及び研修等の実施に必要な報償費、印刷製本費その他知事が適当と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	29	看護師等養成所設備整備事業	看護師等養成所を新築しようとする者であって、知事が適当と認めるもの	知事が適当と認める額	看護師等養成所の新設（移転を含む。）に係る設備整備等に必要な経費その他知事が適当と認める経費	1 / 2
介護従事者確保事業	1	代替要員の確保対策支援事業	市町村	知事が適当と認める額	代替要員の確保支援に必要な賃金、給与、職員手当その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内で知事が適当と認める補助率
	2	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	市町村	知事が適当と認める額	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業の実施に必要な経費その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内で知事が適当と認める補助率
	3	市民後見人材育成事業	市町村	知事が適当と認める額	市民後見人材育成事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が必要と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	4	京都式地域包括ケア推進事業	京都地域包括ケア推進機構その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	京都式地域包括ケア推進に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助その他知事が必要と認める経費	10 / 10 以内で知事が適当と認める補助率
	5	看取りプロジェクト推進事業	京都地域包括ケア推進機構その他知事が適当と認める者	知事が適当と認める額	報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10 / 10

					及び補助その他知事 が必要と認める経費	
--	--	--	--	--	------------------------	--

別記 第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付申請書
(事業分)

年度において上記事業を実施したいので、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業に係る予算書(見込書)
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

第2号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金中止（変更）申請書
（ 事業分）

年 月 日付け第 号をもって申請しました上記補助金について、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり中止（変更）申請します。

記

1 補助金中止（変更）申請額 円

既交付決定額	円
差引増減額	円

2 中止（変更）理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業に係る予算書（見込書）
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金実績報告書
(事業分)

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記
事業の実績を、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱第5条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る決算書(見込書)
- (2) 補助対象事業実施に係る関係書類

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

所 在 地
名 称
設 置 者 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があった京都府地域医療介護総合確保事業費補助金（ 事業分）について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円